

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土、日、祭日)のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	100,400	72,800	—
2	172,100	105,400	74,900	67,500
3	178,900	110,500	77,100	69,400
4	185,800	115,700	79,300	71,300
5	192,700	120,800	82,100	72,800
6	199,700	125,900	85,000	74,900
7	206,900	131,000	88,000	77,100
8	214,100	136,000	91,900	79,300
9	221,300	140,500	95,900	82,100
10	228,600	150,300	100,400	85,000
11	235,900	156,000	104,800	88,000
12	243,100	161,700	108,800	90,500
13	250,300	167,400	112,800	95,900
14	257,400	177,200	116,600	100,400
15	264,500	183,900	125,900	104,800
16	270,100	190,700	131,000	108,800
17	275,600	197,600	136,000	112,800
18	279,500	204,500	140,500	116,600
19	283,300	211,300	144,900	125,900
20	287,100	218,100	156,000	131,000
21		224,900	161,700	136,000
22		231,400	167,400	140,500
23		237,900	173,200	144,900
24		242,900	178,900	149,300
25		247,900	184,600	153,600
26		251,500	190,200	157,900
27		255,100	195,600	161,800
28		258,700	200,600	165,600
29		262,300	205,500	169,300
30			209,000	172,900
31			212,300	176,000
32			215,400	179,000
33			217,900	181,300
34			220,300	183,600
35			222,700	185,800
36			225,100	188,000

別表第三の表中「七〇、三〇〇円」を「七四、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十一年五月鳥取県規則第三十六号）附則第八項の規定により同規則附則第四項の規定による暫定給料月額を受ける職員との権衡上同規則附則第一に掲げる暫定給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の暫定給料月額に対応する附則別表第一暫定給料月額の新暫定給料月額欄に定める額とし、これを受けることとなる期間等は、知事が定める。
- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する附則別表第二最高号給等職員の切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とし、これらを受けることとなる期間は、知事が定める。
- 5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に

より、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

- 6 職員が、改正前の規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則別表第一

暫定給料月額の切替表

職務の等級	旧暫定給料月額 円	新暫定給料月額 円
1 等級	134,900 159,400	144,500 170,700
2 等級	79,000 112,900 140,300	84,100 120,800 150,300
3 等級	66,500 86,000 112,900	70,700 91,900 120,800

附則別表第二

最高号給等職員の切替表

職務の級等	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級
旧号給等	19号給等 288,300円	28号給等 245,300円	35号給等 210,400円	35号給等 175,900円
新号給等	19号給等 290,900円	28号給等 252,100円	35号給等 212,700円	36号給等 178,000円
旧号給等	279,100円	28号給等 255,500円	35号給等 217,300円	35号給等 182,200円
新号給等	282,700円	28号給等 258,900円	35号給等 219,600円	36号給等 184,300円
旧号給等	286,300円	28号給等 262,300円	35号給等 221,900円	35号給等 186,400円
新号給等	289,900円	28号給等 265,700円	35号給等 224,200円	36号給等 188,500円
旧号給等	271,900円	28号給等 248,700円	35号給等 212,700円	35号給等 178,000円
新号給等	275,500円	28号給等 252,100円	35号給等 215,000円	36号給等 190,200円
旧号給等	279,100円	28号給等 255,500円	35号給等 217,300円	35号給等 182,200円
新号給等	282,700円	28号給等 258,900円	35号給等 219,600円	36号給等 184,300円
旧号給等	286,300円	28号給等 262,300円	35号給等 221,900円	35号給等 186,400円
新号給等	289,900円	28号給等 265,700円	35号給等 224,200円	36号給等 188,500円

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	100,400	72,800	—
2	172,100	105,400	74,900	67,500
3	178,900	110,500	77,100	69,400
4	185,800	115,700	79,300	71,300
5	192,700	120,800	82,100	72,800
6	199,700	125,900	85,000	74,900
7	206,900	131,000	88,000	77,100
8	214,100	136,000	91,900	79,300
9	221,300	140,500	95,900	82,100
10	228,600	150,300	100,400	85,000
11	235,900	156,000	104,800	88,000
12	243,100	161,700	108,800	90,500
13	250,300	167,400	112,800	95,900
14	257,400	177,200	116,600	100,400
15	264,500	183,900	125,900	104,800
16	270,100	190,700	131,000	108,800
17	275,600	197,600	136,000	112,800
18	279,500	204,500	140,500	116,600
19	283,300	211,300	144,900	125,900
20	287,100	218,100	156,000	131,000
21		224,900	161,700	136,000
22		231,400	167,400	140,500
23		237,900	173,200	144,900
24		242,900	178,900	149,300
25		247,900	184,600	153,600
26		251,500	190,200	157,900
27		255,100	195,600	161,800
28		258,700	200,600	165,600
29		262,300	205,500	169,300
30			209,000	172,900
31			212,300	176,000
32			215,400	179,000
33			217,900	181,300
34			220,300	183,600
35			222,700	185,800
36			225,100	188,000

別表第三の表中「七〇、三〇〇円」を「七四、九〇〇円」に、「六五、二〇〇円」を「六九、四〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号）附則第十一項の規定により同規則附則第七項の規定による暫定給料月額を受ける職員との権衡上同規則附則第七三に掲げる暫定給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の暫定給料月額に対応する附則別表第一暫定給料月額の切替表の新暫定給料月額に定める額とし、これを受けることとなる期間等は、教育委員会が定める。
- （最高号給等の切替え等）
- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に付則別表第二最高号給等職員の切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とし、これらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。
- （切替期間における異動者の号給等）
- 5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現

業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

- 6 職員が、改正前の規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- （その他）
- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表第一

暫定給料月額の内払表

職務の等級	旧暫定給料月額 円	新暫定給料月額 円
2 等 級	79,000	84,100
	112,900	120,800
	140,300	150,300
3 等 級	66,500	70,700
	86,000	91,900
	112,900	120,800

附則別表第二

最高号給等職員の切替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	19号給門 268,300	19号給 20号給 290,900	28号給門 245,300	28号給 29号給 265,900	35号給門 210,400	35号給 36号給 227,500	35号給門 175,900	35号給 36号給 190,200
	271,900	294,700	248,700	269,500	212,700	229,900	180,100	192,400
	275,500	298,500	252,100	269,500	215,000	229,900	180,100	192,400
	279,100	298,500	255,500	273,100	217,300	232,300	182,200	194,600
	282,700	302,300	258,900	276,700	219,600	234,700	184,300	196,800
	286,300	306,100	262,300	280,300	221,900	237,100	186,400	199,000
	289,900	309,900	265,700	283,900	224,200	239,500	188,500	201,200

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十三号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十二年十二月鳥取県条例第四十二号。以下「昭和五十二年改正条例」という。)附則第三項の規定に基づき、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(号給等の切替え)

第二条 昭和五十二年改正条例附則第三項に規定する職員(以下「最高号

給等職員」という。)のうち、昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日におけるその者の号給又は給料月額が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正条例」という。)附則第十四項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

- 一 切替日における号給が、職務の等級の最高の号給より下位の号給又は昭和五十一年改正条例附則別表第二のイ若しくはロの表の新等級欄に掲げられている職務の等級(以下「特定等級」という。)の最高の号給若しくは最高の号給を超える給料月額となる職員 切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)のうち十二月を超えない期間
- 二 切替日における号給が職務の等級(特定等級を除く。)の最高の号給となる職員 経過期間のうち十八月を超えない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級(特定等級を除く。)の最高の号給を超える給料月額となる職員 経過期間
(特定の職員の切替え)

第四条 最高号給等職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	15号給円	15号給円	25号給円	25号給円	37号給円	37号給円	35号給円	35号給円
	328,400	350,500	316,800	336,900	279,600	298,200	204,000	217,800
	332,800	355,100	320,800	341,100	282,400	301,200	206,000	220,000
	337,200	359,700	324,800	345,300	285,200	304,200	208,000	222,200
	341,600	364,300	328,800	349,500	288,000	307,200	210,000	224,400
	346,000	368,900	332,800	353,700	290,800	310,200	212,000	226,600

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	15号給円	15号給円	29号給円	29号給円	39号給円	39号給円	31号給円	31号給円
	310,200	331,200	292,500	311,600	268,700	286,700	180,000	192,200
	314,100	335,300	295,300	314,600	271,100	289,300	181,900	194,300
	318,000	339,400	298,100	317,600	273,500	291,900	183,800	196,400
	321,900	343,500	300,900	320,600	275,900	294,500	185,700	198,500
	325,800	347,600	303,700	323,600	278,300	297,100	187,600	200,600

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	26号給 円 362,000	26号給 円 386,800	27号給 円 261,200	27号給 円 279,100	28号給 円 217,600	28号給 円 232,400	26号給 円 176,200	26号給 円 188,300
	366,000	391,000	264,500	282,600	220,700	235,600	178,600	190,800
	370,000	395,200	267,800	286,100	223,800	238,800	181,000	193,300
	374,000	399,400	271,100	289,600	226,900	242,000	183,400	195,800
	378,000	403,600	274,400	293,100	230,000	245,200	185,800	198,300

イ 医療職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	20号給 円 377,600	20号給 円 403,900	23号給 円 344,100	23号給 円 368,300	24号給 円 307,700	24号給 円 329,400	22号給 円 243,200	22号給 円 260,200
	382,200	408,700	348,200	372,600	311,200	333,100	246,100	263,300
	386,800	413,500	352,300	376,900	314,700	336,800	249,000	266,400
	391,400	418,300	356,400	381,200	318,200	340,500	251,900	269,500
	396,000	423,100	360,500	385,500	321,700	344,200	254,800	272,600

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

職級の 等級	1 等 級		特 2 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	16号給 円	16号給 円	17号給 円	17号給 円	20号給 円	20号給 円	24号給 円	24号給 円	24号給 円	24号給 円	20号給 円	20号給 円	13号給 円	13号給 円
	801,600	822,200	268,300	287,100	252,400	269,600	212,200	227,000	173,700	185,600	136,100	145,300	96,500	103,000
	805,700	826,500	271,900	290,900	255,800	273,200	214,500	229,400	175,800	187,800	138,000	147,300	98,000	104,600
	809,800	830,800	275,500	294,700	259,200	276,800	216,800	231,800	177,900	190,000	139,900	149,300	99,500	106,200
	813,900	835,100	279,100	298,500	262,600	280,400	219,100	234,200	180,000	192,200	141,800	151,300	101,000	107,800
	818,000	839,400	282,700	302,300	266,000	284,000	221,400	236,600	182,100	194,400	143,700	153,300	102,500	109,400

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

職級の 等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	22号給 円	22号給 円	27号給 円	27号給 円	28号給 円	28号給 円	30号給 円	30号給 円	29号給 円	29号給 円
	289,700	310,500	253,600	271,000	227,300	242,900	193,400	206,700	165,500	176,900
	293,200	314,200	256,200	273,700	229,700	245,400	195,700	209,100	167,600	179,100
	296,700	317,900	258,800	276,400	232,100	247,900	198,000	211,500	169,700	181,300
	300,200	321,600	261,400	279,100	234,500	250,400	200,300	213,900	171,800	183,500
	303,700	325,300	264,000	281,800	236,900	252,900	202,600	216,300	173,900	185,700

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「但し」を「ただし」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同号(1)中「但し」を「ただし」に、「一の(一)の(8)に掲げる該当者」を「一の8に該当する者」に改め、同号(3)中「、医師又は」を「、医師若しくは」に改め、同号(4)中「基く」を「基づく」に改め、同号(6)中「若しくは」を「又は」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四(第三条の二関係)

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初 任 給
大学卒	上 級	八八、〇〇〇円
短大卒	中 級	七九、三〇〇円
高校卒	初 級	七四、九〇〇円

別表第五の表中

七八、六〇〇円

を

八三、九〇〇円

に改

める。

別表第六の表中

一二五、三〇〇円
一〇六、〇〇〇円
九一、九〇〇円
七九、八〇〇円
一二五、三〇〇円
一〇六、〇〇〇円
九一、九〇〇円
七九、八〇〇円
九〇、四〇〇円
七九、八〇〇円
七四、四〇〇円

を

一三三、四〇〇円
一一二、八〇〇円
九七、八〇〇円
八四、九〇〇円
一三三、四〇〇円
一一二、八〇〇円
九七、八〇〇円
八四、九〇〇円
九六、二〇〇円
八四、九〇〇円
七九、二〇〇円

に改

め、同表の注中「八七、九〇〇円」を「九三、五〇〇円」に改める。

別表第七の表中

一二五、三〇〇円	一〇六、〇〇〇円	九一、九〇〇円	七九、八〇〇円	一二五、三〇〇円	一〇六、〇〇〇円	九一、九〇〇円	七九、八〇〇円
----------	----------	---------	---------	----------	----------	---------	---------

を

一三三、四〇〇円	一一二、八〇〇円	九七、八〇〇円	八四、九〇〇円	一三三、四〇〇円	一一二、八〇〇円	九七、八〇〇円	八四、九〇〇円
----------	----------	---------	---------	----------	----------	---------	---------

に改

める。
別表第八を次のように改める。
別表第八(第三条の二関係)

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 (医大卒後の課程に限る。)		一三三、六〇〇円

別表第九の表中

大学院博士課程修了	大学院修了	大学院修了	大学院修了
短大卒	大学卒	医大卒	医大卒
中級	上級		
七九、五〇〇円	八九、三〇〇円	一〇二、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円

を

一八〇、八〇〇円	一四二、九〇〇円	一一一、六〇〇円	一一五、二〇〇円
----------	----------	----------	----------

一九三、六〇〇円	一五三、一〇〇円	一三〇、二〇〇円	一二三、三〇〇円
----------	----------	----------	----------

に改

める。

八四、九〇〇円	八〇、八〇〇円	八四、九〇〇円	七四、八〇〇円	八〇、八〇〇円	八四、九〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

九〇、六〇〇円	八六、二〇〇円	九〇、六〇〇円	七九、八〇〇円	八六、二〇〇円	九〇、六〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「六十五万円」を「六十九万円」に、「五万四千六百七十七円」を「五万七千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十六号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員

会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

三 医療職給料表(二)の職務の等級三等級及び四等級の職で薬学に関する専門的知識を必要とするもの

第三条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 前条第三項第三号の職に採用された職員にあつては、薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六号)に規定する薬剤師免許証を有する者

第四条第一号から第六号までの規定中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第七号中「第九号から第十二号まで」を「第十号から第十三号まで」に改め、同条第八号中「第八号」を「第九号」に改める。

第五条第一項中「及び第八号」を「から第九号まで」に、「並びに」を「及び」に、「第九号から第十二号まで」を「第十号から第十三号まで」に改める。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

第七条 初任給調整手当を支給されている職員が異動して第四条各号の職員となつた場合又は初任給調整手当を支給されていた職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合において、前条第一項及び第二項の規定による初任給調整手当の支給期間が第五条第一項に規定する期間から既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を減じた期間を超えることとなるときは、当該職員に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第一項及び第二項の規定による支給期間のうち、その超える

こととなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものと
した場合における期間及び額とする。

第八条 第二条に掲げる職又は第三条に規定する職員の要件が改正された
場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」とい
う。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正
の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が
支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経
過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、
改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支
給する。
別表第二を次のように改める。

別表第二 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項	3 項	4 項
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	職 員	職 員	職 員
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	34,000	2,500	1,000
1 年 以 上 2 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	34,000	2,000	700
2 年 以 上 3 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	34,000	1,500	400
3 年 以 上 4 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	34,000	1,000	
4 年 以 上 5 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	34,000	500	
5 年 以 上 6 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	34,000		
6 年 以 上 7 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	32,500		
7 年 以 上 8 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	30,700		
8 年 以 上 9 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	28,900		
9 年 以 上 10 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	27,100		
10 年 以 上 11 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	25,300		
11 年 以 上 12 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	23,500		
12 年 以 上 13 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	21,700		
13 年 以 上 14 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	19,900		
14 年 以 上 15 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	18,600		
15 年 以 上 16 年 未 満	160,000	150,000	135,000	105,000	68,000	17,300		
16 年 以 上 17 年 未 満	155,600	146,000	131,700	102,400	66,400	16,000		
17 年 以 上 18 年 未 満	151,200	142,000	128,400	99,800	64,800	14,700		
18 年 以 上 19 年 未 満	146,800	138,000	125,100	97,200	63,200	13,400		
19 年 以 上 20 年 未 満	142,400	134,000	121,800	94,600	61,600	12,100		
20 年 以 上 21 年 未 満	138,000	130,000	118,500	92,000	60,000	10,900		
21 年 以 上 22 年 未 満	133,200	125,600	114,800	89,100	58,100	10,200		
22 年 以 上 23 年 未 満	128,400	121,200	111,100	86,200	56,200	9,500		
23 年 以 上 24 年 未 満	123,600	116,800	107,400	83,300	54,300	8,800		
24 年 以 上 25 年 未 満	118,800	112,400	103,700	80,400	52,400	8,100		
25 年 以 上 26 年 未 満	114,000	108,000	100,000	77,500	50,500	7,400		
26 年 以 上 27 年 未 満	106,800	101,200	93,800	72,700	47,600	6,700		
27 年 以 上 28 年 未 満	99,600	94,400	87,600	67,900	44,700	6,000		
28 年 以 上 29 年 未 満	92,400	87,600	81,400	63,100	41,800	5,500		
29 年 以 上 30 年 未 満	85,200	80,800	75,200	58,300	38,900	5,000		
30 年 以 上 31 年 未 満	78,600	74,600	69,100	53,600	36,100	4,500		
31 年 以 上 32 年 未 満	72,000	68,400	63,000	48,900	33,300	4,000		
32 年 以 上 33 年 未 満	65,400	62,200	56,900	44,200	30,500	3,500		
33 年 以 上 34 年 未 満	59,800	56,900	51,800	40,500	28,200	3,000		
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	2,500		

備考

- この表に掲げる金額は、期間の区分欄の各欄に該当する期間に支給すべき初任給調整手当の月額を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは、同条第4項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 木 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十七号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十年」を「昭和五十二年」に、「第四十三号」を「第四十二号」に、「附則第十一项」を「附則第七項」に改める。

第十一条中「附則第十一项」を「附則第七項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十八号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「二万二千五百円」を「一万四千元」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十九号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中 「西伯郡中山町羽田井一七〇一番地 中山小学校萩原分校

一級」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第五十号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「管理又は監督の業務その他特殊な業務」を「その他の特殊な業務」に改める。

第三条を次のように改める。

（宿日直手当の額）

第三条 条例第十六条の二第一項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務一回につき、次の各号に掲げる額（土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

一条例第十六条の二第一項に規定する入院患者の病状の急変等に対処

するための医師又は歯科医師の宿日直勤務については、一万円（管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の規定による管理職手当に係る区分が一種又は二種の職を占める職員を行うものにあつては、六千円）

二 前条各号に掲げる業務を主として行う宿日直勤務については、三千二百円

三 前二号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、千六百元

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第五十一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「別表に定める支給割合（次項において「支給割合」という。）が百分の二十五又は百分の二十である職」を「の規定による管

理職手当に係る区分が一種又は二種の職」に改め、同条第二項中「支給割合」を「管理職手当に係る区分」に、「百分の二十五である職」を「一種の職」に、「百分の二十である職」を「二種の職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五十二号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千七百円」を「四千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五十三号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中	26.9	13.6	10.0	8.3	6.3	5.9	を	28.5	22.0
	14.4	10.6	8.8	6.7	6.3				

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。